

<p><b>(関連分野)</b> 定住外国人への日常生活支援</p>
<p><b>(事業の名称)</b> 日系外国人等雇用企業の子弟教育支援</p>
<p><b>(関係省庁名)</b> 経済産業省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p><b>(事業の内容)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日系外国人等を雇用する企業・団体等が一定の基準（日本語・母国語教育、適正な保育料等）を満たす日系外国人等子弟教育のための保育園等（学童教育を含む）を運営する場合、雇用する保母等・事務員の人件費、運営費等の助成を行う。</li> <li>・ 日系外国人等の保母等・事務員等を正社員雇用した場合には一時金を支給する。</li> <li>・ こうした取組により日系外国人等の子弟の学童保育の充実を図るとともに、父母が安心して就労出来る環境を整備する。</li> </ul> <p><b>(必要人員)</b> 日系外国人等の集住地域の規模等に応じ必要な数</p> <p><b>(関係者の役割)</b> 市町村、都道府県：実施体制の構築 国：先進モデルの提供</p>
<p><b>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</b> 特になし</p>
<p><b>(期待される効果)</b> 定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日系外国人等向け保育園を整備することにより、日系外国人等が安心して就労できる環境を整備する。</li> <li>・ 質の高い日系人子弟向け保育園等を確保し、日系人等向け学童保育の充実を図る。</li> </ul>
<p><b>(先行事例)</b> 伸栄総合サービス(株)</p>
<p><b>(期間後の取扱い)</b> 一定の基準を満たす日系外国人等子弟に対する保育園等の継続補助。</p>
<p><b>(関係省庁担当者連絡先)</b> 経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 担当：川村 電話番号：03-3501-2259 / ファックス：03-3501-0385</p>